

# 令和8年度広島県市町国民健康保険特定健康診査実施率向上支援事業業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度広島県市町国民健康保険特定健康診査実施率向上支援事業（以下、「業務」という。）

## 2 業務の目的

県内の市町国民健康保険（以下、「市町国保」という。）被保険者の特定健康診査（以下「特定健診」という。）実施率は、全国平均を大きく下回る状態が続いている。毎年様々な特定健診実施率向上対策事業を実施しているが、特定健診実施率が伸び悩んでいることから、各保険者で実施する特定健診実施率向上事業について、事業の成果を上げるべく経験豊富なアドバイザーによる支援を行い、特定健診実施率の向上を図るとともに、自治体職員による事業立案等に係るスキルアップを図る。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

## 4 業務の履行場所

発注者の庁舎、県内市町国保各保険者の庁舎、受注者の事業所等

## 5 対象市町国保保険者

広島市、呉市、福山市

## 6 業務の内容

対象保険者ごとの特定健診に関する状況を把握し、各保険者に応じた個別支援業務を行う。なお、業務の実施に当たっては、アドバイザーに医師及び保健師の医療専門職を配置し、医学分野や公衆衛生分野等の専門的な知見に基づいた支援業務を行うこと。

また、対象保険者においては、特定健診受診者の半数以上が集団健診会場ではなく個別医療機関で受診していることから、医療機関における健診受診の促進につながる支援を重点的に行うこと。

次に掲げる(2)～(6)の業務について、オンライン実施、又は現地訪問等の方法は問わないが、現地訪問の場合に要する旅費については、委託料に含めるものとする。

### (1) データ分析

受注者は、国保データベースシステム及び特定健診等管理システムから抽出可能なデータの提供を受け、対象保険者における特定健診の状況を分析し、それぞれの課題を明らかにすること。なお、広島市については各区の分析もあわせて行うこと。

提供データの種類については、別途協議の上、確定するものとする。

### (2) 対象保険者ヒアリング

支援方針の決定のため、各保険者の状況、実施体制及び支援希望内容等をヒアリングすること。各保険者1回以上ヒアリングを行い、広島市においては、広島市の指定する2、3の区においてもヒアリングを行い、現場の実態を把握すること。

### (3) キックオフ会議

対象保険者に対し、データ分析及びヒアリングにおいて考察される結果を共有する会議を開催すること。結果以外にも各保険者の支援の方向性等を共有し、対象保険者及び各保険者に所属する担当職員の課題解決のための戦略を深められる内容も含めること。会議の開催にあたっての企画、当日の運営及び終了後アンケートの集計は受注者が行うこととし、これら会議の実施に要する経費は委託料に含めるものとする。

### (4) 個別支援

6 (1) (2) (3) によって得た情報をもとに、各保険者の状況に応じた個別支援を行うこと。各保険者に所属する担当職員等による特定健診実施率が向上する方法の考案を補助し、各保険者の特性に合わせた新規事業の立案支援や、以前より取り組んでいる事業の効率化・能率化について助言すること。なお、支援のための打合せ回数は各保険者3回を基本とし、発注者及び対象保険者と協議の上、正式に決定する。

### (5) 医療機関受診の促進支援

個別医療機関における特定健診実施率の向上には医療機関の協力が必要不可欠であることから、担当職員による市内医療機関及び市郡地区医師会への協力依頼訪問について、医療機関の協力を得やすくなる依頼を行うことができるよう、支援を行うこと。

### (6) 全体報告会の開催

県内全23市町国保保険者を対象に、対象保険者に支援した内容について報告を行い、支援結果、効果のあった事業内容・手法について横展開を図ること。報告会の開催にあたっての企画、当日の運営及び終了後アンケートの集計は受注者が行うこととし、これら報告会の実施に要する経費は委託料に含めるものとする。

### (7) 報告書の作成

(1)～(6)までの業務の内容をまとめた本業務の総括報告書を作成すること。報告書は対象保険者ごとに作成することとし、対象保険者の報告書を踏まえて、本業務を総括する県分の総括報告書を作成すること。

## 7 成果物及び納期（予定）

納品する成果物は、次に掲げるものを基準として、最終的な成果物については、発注者と受注者が協議の上、決定する。

なお、成果物は、電子ファイル（PDF形式及びMicrosoft社のWord、Excel、またはPower Point形式）により、電子媒体または電子メールで提出することとし、提出に必要な経費は受注者が負担すること。

成果物		納品期限
6 (1)	データ分析結果資料	令和8年上半期
6 (2)	ヒアリング報告書	キックオフ会議開催日の10日前まで
6 (3)	キックオフ会議資料	
6 (4)	個別支援実施報告書	全体報告会開催日の10日前まで
6 (6)	全体報告会資料	
6 (7)	総括報告書	業務完了日から10日以内、または令和9年3月31日のいずれか早い日

## 8 その他

業務委託契約約款、機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に記載するほか、次の事項を遵守すること。

### (1) 業務の体制

受注者は、本業務の実施に当たって業務を総括する責任者を1名配置するとともに、業務担当者を明確にし、それぞれの所属や氏名、従事する業務を明記した任意の書面を提出すること。

なお、書面は、業務委託契約約款第3条に基づく業務工程表と併せて発注者に提出すること。

### (2) 専門性の担保

アドバイザーは、次に掲げる要件を満たす者とし、併せて本業務に関連する経歴を提出すること。

ア 市町国保における保健事業について精通し、各保険者の抱える課題に対し、具体的な助言を行うための豊富な知識・経験とノウハウを有していること。

イ 他都道府県で同様の事業を受託し、アドバイザーとしての実績があること。

### (3) 本県との調整

本業務の円滑な実施に当たって、発注者と定期的に打ち合わせをし、本業務の進捗状況を適宜報告する等、連絡調整を図ること。

また、打ち合わせを行った場合は、議事録を作成し発注者に提出すること。

### (4) 再委託等

受注者による第三者への委託（以下「再委託等」という。）を行う場合は、次のとおりとする。

#### ア 発注者の承諾

本業務の一部を再委託等しようとする場合、受注者は、次に掲げる事項を明記した書面を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

(ア) 再委託等する業務の範囲

(イ) 再委託等の合理性及び必要性

(ウ) 再委託等の相手方の概要及びその体制（業務履行能力）と責任者

(エ) 再委託等に係る金額

#### イ 再委託等の要件

再委託等する場合、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託等することはできない。また、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。

なお、再委託等の相手方に対して、業務委託契約約款、機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に記載する事項を遵守させる必要がある。

おって、再委託等の相手方の行為については、受注者が再委託等の相手方と連帯してその責任を負うこと。

### (5) 提供データに係る個人情報の取扱い

6(1)による提供データの取り扱いに当たり、個人情報が含まれる場合は、次のとおり対応すること。

なお、再委託等の相手方に個人情報を取り扱わせる場合においても同様とする。

#### ア 提供データの入手

分析に活用する提供データは、受注者が、対象保険者と調整し、情報の機密性が確保される方法を手配し、入手すること。入手に係る経費については、委託料に含めるものとする。

また、入手に当たって受注者は、授受を証明する書面を作成し、対象保険者と授受証明を交わし、その写しを発注者に提出すること。

#### **イ 提供データの返還等**

入手した提供データは、本業務終了後直ちに、受注者が、対象保険者と調整し、情報の機密性が確保される方法を手配し、返還又は廃棄（以下「返還等」という。）すること。返還等に係る経費については、委託料に含めるものとする。

また、返還等に当たって受注者は、授受を証明する書面を作成し、対象保険者と授受証明を交わし、その写しを発注者に提出すること。

#### **ウ 事故発生等における報告**

本業務に関し個人情報の漏えい等その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により当該事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合を含む。）には、直ちに発注者へ報告すること。

#### **エ 目的外利用・提供の禁止**

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### **(6) その他**

また、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。